

件名	愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例
主管課	長寿介護課国民健康保険室
根拠法令等	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律 (17年4月1日公布、施行)

【制定の概要】

1 交付金の種類	普通調整交付金	特別調整交付金
2 交付金の内容	各市町に対し、国の定率国庫負担金の算定対象額に規則で定める率〔100分の6を予定〕を乗じて得た額を交付する。	国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を行う市町に対し、交付する。
3 交付金の総額	調整交付金総額の7分の6 (17年度は5分の4)	調整交付金総額の7分の1 (17年度は5分の1)
4 交付金の流用	(1) 普通調整交付金の総額が、 ・ 各市町に対して交付すべき額の合計額を超えるとき その超過額を特別調整交付金の総額に加算する。 ・ 各市町に対して交付すべき額の合計額に満たないとき その不足額を特別調整交付金の総額から減額する。 (2) 特別調整交付金の総額(1)の規定の適用があるときは、加算し、又は減額した総額)が、さらに各市町に対して交付すべき額の合計額を超えるとき その超過額を規則で定めるところにより、普通調整交付金として交付する(普通調整交付金の配分率に応じて交付予定)	

施行日 公布日施行。ただし、17年度の調整交付金から適用

【その他参考事項】

国民健康保険法の改正の概要

- (1) 三位一体改革により、国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直され、都道府県調整交付金が創設された。

第72条の2 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。

2 前項の規定による都道府県調整交付金の総額は、算定対象額の100分の7に相当する額とする。

【算定対象額(医療給付費等の総額)に対する負担金・交付金の額の比率の変更】

	16年度まで	17年度	18年度以降
定率国庫負担金	100分の40	100分の36	100分の34
国調整交付金	100分の10	100分の9	100分の9
県調整交付金	なし	100分の5	100分の7
計	100分の50	100分の50	100分の50

- (2) 低所得者の保険料軽減分に対する公費補填に係る国庫負担が廃止され、都道府県の負担とされた。

- (3) 県調整交付金に係る17年度当初予算額 4,454,000千円〔所得譲与税による税源委譲分に対応〕

県の国民健康保険の概要

15年度末の加入者〔自営業者、農業者・漁業者、パート・アルバイト、退職者、無職等〕

307,728世帯 589,370人 (加入率39.8%)

15年度決算 歳入136,314百万円 歳出132,140百万円

一般会計からの法定外繰越等を除くと単年度2,122百万円の赤字